

「ウエルアカデミー 介護福祉士実務者研修通信課程」 学則

(設置目的)

第1条 「ウエルアカデミー 介護福祉士実務者研修通信課程」は高齢者及び障害者の自立支援を目的としたケアを実践する介護福祉士の養成を目指し、介護福祉士実務者研修を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、より専門的な知識・技術を取得するための機会にすることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

「ウエルアカデミー 介護福祉士実務者研修通信課程」

(位置)

第3条 当法人は、茨木市白川1-3-18に置く。

研修場所(面接授業)は、豊中市本町2-2-5 グロウ豊中ビル 602において実施する。

(修業年限)

第4条 修業年限は6カ月とする。(6カ月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を最高1年延長して学習することができる)

2 前項の規定にかかわらず、既に訪問介護養成演習等の研修を修了しているものの修業年限は、次の各号に定める通りとする。

- ・介護職員初任者研修修了者 4カ月
- ・訪問介護員研修1級・2級過程修了者 4カ月
- ・介護職員基礎研修課程修了者 4カ月

(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員20名、学級数は1学級とし、総定員は20名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導面接授業とする。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修を修了している者については、「実務者研修ガイドライン」に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。(但し天災等その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日においてはその限りではない)

2 年未年始 12月29日 ～ 1月4日

(入所時期)

第9条 入所時期は、各養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格を目指すものとする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者から、前条の要件を満たすと認められてものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申し込み受付は終了とする。

(入所手続き)

第12条 入所手続きは、受講申込書に、履歴書、誓約書、本人証明書(免許証の写真等)及び介護に関する研修(介護職員初任者研修、訪問介護員2級及び1級過程、介護職員基礎研修課程に限る)を修了している場合は終了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学届けを提出し、当法人の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等やむを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、当法人の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第14条 次の要件を満たしたものを課程修了者とする。

2 (学習評価)受講生はテキストに沿った課題問題を自宅学習にて行い、提出期限までに提出する。各科目の到達目標に達していないと認められた場合は、課題の再提出及び再評価を行う。(合格点は100点満点中70点、再提出の場合は80点以上)

- 3 面接授業の全てに出席し、演習中レポート及び実技の習得状況・理解、受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準は A:90 点以上、B:70 点以上 89 点以下、C:69 点以下の 3 段階で評価し、B 以上の評価の受講者が修了者として認められる。4
- 4 受講料を全額支払っていること。
- 5 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料・申込手続き)

第 15 条 受講費用は次のとおりとする(消費税別)

受講予定者	受講料
無資格・訪問介護員 3 級課程	104,800 円
介護職員初任者研修修了者	89,800 円
訪問介護員研修 2 級課程修了者	89,800 円
訪問介護員研修 1 級課程修了者	80,000 円
介護職員基礎研修課程修了者	30,000 円

- 2 当法人が定める入学手続きは次のとおりとする。
 - 一 受講申込書に記入し、その他必要書類(資格を有する者は、資格書写し)を添付し期日までに提出する
 - 二 受講者は申し込み順とし、定員になり次第受付を締め切る。
 - 三 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する
 - 四 受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する
 - 五 受講料は原則として返還しない。ただし、当法人がやむを得ない事情と判断した場合はその限りではない
 - 六 受講生の本人確認は、受講の申込時、または開講日に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。

(欠席者の取り扱い及び補講)

第 16 条 10 分以上の遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。面接授業の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については本研修において、該当科目の補講を総研修時間の 1 割を上限として受けることができる。ただし、補講にかかる受講料については、1 科目につき 3,000 円(消費税込み)を受講者の負担とする。

(教職員の組織)

第 17 条 以下の教員をおく

- ・養成施設長
- ・教務に関する主任
- ・介護過程Ⅲ担当教員
- ・医療的ケア担当教員
- ・その他の教員

(賞罰)

第 18 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる

- 一 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者。
- 二 研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者

(個人情報保護)

第 19 条 運営上、知り得た受講者にかかる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。

(その他の事項)

第 20 条 本学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。